

## 休日保育・ホームヘルパー等利用補助制度

一定の条件を満たす場合、オープンキャンパスおよび入学試験に係る休日（日曜・祝日）の出勤に際し、休日保育やホームヘルパー等の利用費用を補助する制度を実施します。

各部局において育児や介護への配慮が行われたうえで、それでもなお臨時的な託児・介護サービスを利用しなければ業務に従事することができない全教職員を対象とします。

なお、本補助制度は試行的に実施するものであり、予算の範囲内での実施となります。予算が上限に達した場合は、終了となりますのでご了承ください。

### 休日保育等利用補助制度

概要：オープンキャンパス、入学試験に係る休日（日曜・祝日）の業務に従事するために、休日保育やファミリーサポート等のサービスを利用する必要がある場合に、その利用費用を補助します。

※利用料金以外の登録料金や更新料金も補助の対象となります。

※病児・病後児保育については、土曜日の利用も補助対象とします。

対象者：中学校就学の始期に達する前の子を養育しており、臨時的な託児サービスを利用しなければ、当該休日業務に従事することができない職員

申請書類：託児・介護等サービス利用補助申請書

利用機関発行の領収書

立替払請求書

託児・介護等サービス利用報告書

備考：親族に保育をお願いする場合に支払う謝礼は補助対象にあたりません。

### ホームヘルパー等利用補助制度

概要：オープンキャンパス、入学試験に係る休日（日曜・祝日）の業務に従事するために、ホームヘルパーやデイサービス等を利用する必要がある場合に、その利用費用を補助します。

※利用料金以外の登録料金や更新料金も補助の対象となります。

対象者：要介護または要支援状態の家族を介護する職員であって、臨時的な介護サービスを利用しなければ、休日業務に従事することができない職員

申請書類：託児・介護等サービス利用補助申請書

要介護または要支援状態にあることが分かる書類

利用機関発行の領収書

立替払請求書

託児・介護等サービス利用報告書

備考：親族に介護をお願いする場合に支払う謝礼は補助対象にあたりません。

遠距離介護の費用は補助対象にあたりません。

実施要項、申請書類等は、学内限定サイト（AAA）をご確認ください。→ 学内限定サイトへ